

# 医療措置協定締結のお願い

感染症法の改正により、新興感染症の発生・まん延時に速やかに医療体制を構築するため、県と医療機関等は平時より「医療措置協定」を締結する仕組み等が法定化されました。

## 1 医療措置協定の項目

協定項目	医療措置協定の締結対象			
	病院 (有床診療所)	無床診療所	薬局	訪問看護 事業所
<b>流行初期医療確保措置の対象</b>				
①病床の確保（※1）	○			
②発熱外来の実施（※1）	○	○		
③自宅療養者等への医療提供	○	○	○	○
④後方支援	○			
⑤人材派遣	○	○		
※上記のうち1つ以上の措置に係る協定を締結した医療機関における追加協定項目				
⑥个人防护具の備蓄（※2）	○	○	○	○

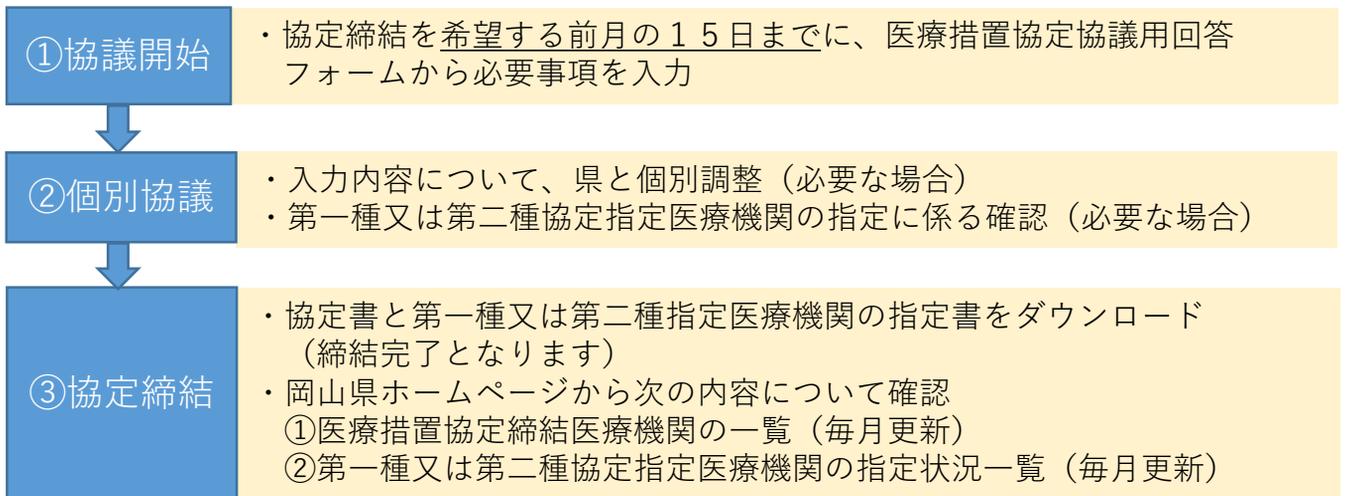
○：①病床の確保にご対応いただく医療機関等は「**第一種協定指定医療機関**」として指定

○：②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療提供にご対応いただく医療機関は「**第二種協定指定医療機関**」として指定

※1：協定締結医療機関のうち、流行初期に県の基準を満たす措置を講じた場合には、財政支援措置を実施（流行初期医療確保措置）

※2：協定（①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）を締結する医療機関は、必要な个人防护具の備蓄（2か月分）を行うことが推奨されることから、个人防护具の備蓄について協定の締結への合意が可能な場合は、協定項目に追加

## 2 医療措置協定の締結手続



お問い合わせ先 岡山県保健医療部疾病感染症対策課感染症対策班  
TEL：086-226-7331 FAX：086-226-7958  
E-mail：kansen@pref.okayama.lg.jp

協議用回答フォーム <http://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>

